

いい、法人す。

消費税改正めぐる動向

リース取引に
① リース期間終了
時又は中途で、リース
資産が無償又は名目的
な価額で譲渡されない
こと。

② リース期間終了
時又は中途で、リース
資産を借り手が著しく
有利な価額で買い取る
権利が与えられていな
いこと。

③ 借り手の特注に
よる機械などのよう
に、借り手によっての
み使用されるものでな
いこと。又は建築足場
などのようにリース資
産の識別が困難なもの
でないこと。
④ リース期間が、
リース資産の法定耐用
年数に比べ相当短いも
のでないこと（法定耐



佐藤孝也氏

現在、社会保障と税の一体改革が進められ、共通番号制の導入とあわせて消費税率の引き上げが議論されています。ただ、その際、低所得者ほど相対的に負担が増す逆進性を緩和するための措置として議論されているのが、①軽減税率の設定と②給付付き税額控除の2つです。ここではその2つを比較検討してみます。

1・軽減税率の設定
これは、生活必需品への税率を低く抑え、低所得者への負担軽減を図るものです。消費税に相当する付加価値税が約25%の北欧や、20%程度の西欧諸国では、食料品や水道、輸送、書籍、医薬品、新聞、映画などの税率を低く抑えています。

制度で、企業が仕入先から受け取る請求書に、消費税額が明記されています。事業者は売上にかかる消費税額から仕入れにかかった消費税額を差し引いて納税します。複数税率を採用すると今よりも、税額計算が煩雑になると考えられます。

に、低所得者に確実に現金を支給できるように、納税と給付に利用できる共通番号制度の導入が不可欠となります。ただ、この共通番号制度にも、検討課題は多くあります。まず、第一に利用範囲をどうするか、ということですが、ドイツのように、税務分野のみで利用するののか、あるいは、社会保障サービスや役所の各種手続きまで幅広く行政分野で利用可能なものにするのかという点です。第二に制度設計をどうするか、複数税率をどうするか、番号導入しやすくなる番号または住民票コードの番号を使うのか、あるいは新たな番号をつけるのか。また、情報管理という面では、現状、消費税率の計算は事業者が作成した帳簿に基づき計算されています。インボイスが導入されると、さらにその発行や保管など、中小零細事業者にとって負担が増すこととなります。

インボイスで複数税率も 中小事業者負担は増加

インボイスが導入されると、中小事業者の負担は増加します。現状、消費税率の計算は事業者が作成した帳簿に基づき計算されています。インボイスが導入されると、さらにその発行や保管など、中小零細事業者にとって負担が増すこととなります。

的に取り上げていく予定です。

私たちが名青税の会員は、若手といっても税理士資格を持つ者である以上、「若いから、経験が足りないから」という言い訳は許されない職業です。毎年のように改正される新たな税法に対応するための研鑽はもちろんですが、個人開業であるが故に経験する機会の少ないであろう「組織」としての様々な活動の場を体験させていくことも重要なことと考えております。

尚、私たちの詳しい活動内容についてはホームページ(<http://www.meiseizei.gr.jp/>)をご覧ください。若き青年税理士たちをこれからもよろしくお願いたします。

【名古屋青年税理士連盟
会長 長尾幸展】

が、インボイスを
使えば、
実際に
かけた税
額がはっ
きりする
ので、複
数税率を
導入しや
すくなる
と考えら
れます。
ただ、問
題点もあ
ります。
現状、消
費税率の
計算は事
業者が作
成した帳
簿に基づ
き計算さ
れています。
インボイ
スが導入
されると
、さらに
その発行
や保管な
ど、中小
零細事
業者にと
って負担
が増すこ
とになり
ます。

2・給付付き税額控除
これは、基礎的な消費にかかった税額相当分を納税者に返すというものです。その際、高所得者には納税額から税額控除をし、税の支払いが少ない低所得者には現金の給付を行うものです。これを行おうとすると、個人の所得を正確に把握し、不正還付を防ぐと同時に

に、低所得者に確実に現金を支給できるように、納税と給付に利用できる共通番号制度の導入が不可欠となります。ただ、この共通番号制度にも、検討課題は多くあります。まず、第一に利用範囲をどうするか、ということですが、ドイツのように、税務分野のみで利用するののか、あるいは、社会保障サービスや役所の各種手続きまで幅広く行政分野で利用可能なものにするのかという点です。第二に制度設計をどうするか、複数税率をどうするか、番号導入しやすくなる番号または住民票コードの番号を使うのか、あるいは新たな番号をつけるのか。また、情報管理という面では、現状、消費税率の計算は事業者が作成した帳簿に基づき計算されています。インボイスが導入されると、さらにその発行や保管など、中小零細事業者にとって負担が増すこととなります。

【中川支部 税理士
佐藤 孝也】

いて

の技術といえます。最近取り上げたディベイトのテーマをご紹介します。まず、「不法行為を原因とする訴訟上の和解に与えられたテーマにより発生した和解金は、非課税の損害賠償金に該当するか否か？」（大分地判平21・7・6、名古屋地判平21・9・30）であるかどうかを確する機会として、この「離婚に伴う財産分与

トで研さん

は、譲渡所得課税の対象となるか」（最判昭50・5・27）など、話題とな

また、対戦相手も税理に限らず、税法を研究している学生たちとも行っており、実務家とは違

た、対戦相手も税理に限らず、税法を研究している学生たちとも行っており、実務家とは違

問題を提起を生かす

若手が集める
技能が高め

近年は過去の税務行政の取り扱いに影響を与え、多くの判例や裁決事例が多く出ています。今後